

連結における自己資本の充実の状況

I. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項目	令和1年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員勘定または会員勘定の額	7,383	7,552
うち、出資金および資本剰余金の額	714	729
うち、利益剰余金の額	6,672	6,826
うち、外部流出予定額(△)	3	3
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	223	242
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	223	242
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	21	16
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,628	7,811
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)の額の合計額	16	13
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	13
縫延税金資産(一時差異に係るものと除く。)の額	26	13
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	200	183
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	134	106
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、縫延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、縫延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	377	317
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,251	7,493
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	90,682	90,566
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△419	△413
うち、無形固定資産(のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものと除く。)	—	—
うち、縫延税金資産	—	—
うち、前払年金費用	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△492	△486
うち、上記以外に該当するものの額	72	72
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	4,193	4,080
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	94,875	94,647
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(二))	7.64%	7.91%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出してあります。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出してあります。

II. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

影響が僅少であるため記載を省略します。

(2) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

影響が僅少であるため記載を省略します。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

単体と同一です。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の額等

単体と同一です。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

影響が僅少であるため記載を省略します。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

単体と同一です。

(4) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額および時価

影響が僅少であるため記載を省略します。

ロ. 出資エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

単体と同一です。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

単体と同一です。

ニ. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

単体と同一です。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) 金利リスクに関する事項

単体と同一です。

※単体の各種指標につきましては、45～49ページをご覧ください。